

運用指針

第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議による環境対策施設の見直し

地元との協議による環境対策施設の見直しの経緯①

設計協議の経緯 (新名神高速道路 亀山JCT～甲賀土山IC)

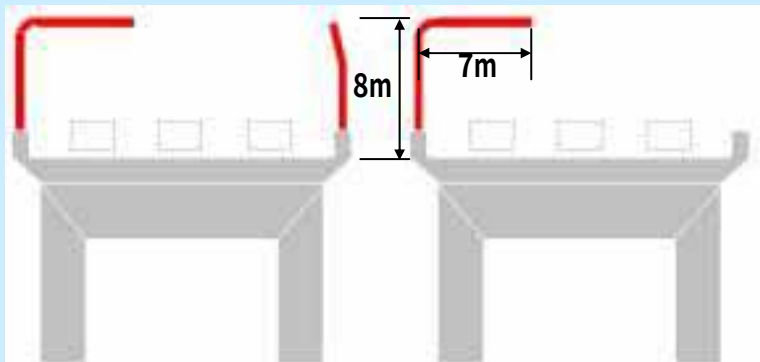
H3.7 環境影響評価

H11.3 設計協議により、沿線地区に高さ8m、張り出し7mの遮音壁を設置することで地元の理解を得、**覚え書**を締結。



設計協議の結果

① 遮音壁を設置



② 遮音壁設置範囲



地元との協議による環境対策施設の見直しの経緯②

環境対策施設の設計に対する条件の変化

- 高機能舗装の普及・一般化
- 将来交通量の見直し



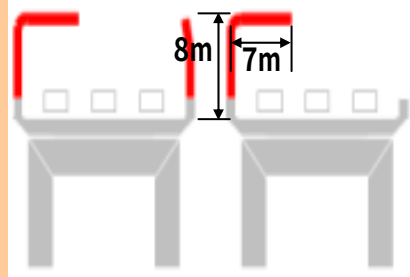
見直した交通量に基づき環境への影響を検討

当初計画より騒音の低減が見込まれるため、環境対策施設の変更を検討

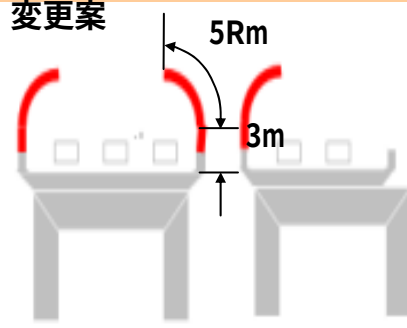
環境対策施設の変更の検討

① 遮音壁形状の変更

当初計画



変更案



② 遮音壁設置範囲の変更



当初計画

変更案

課題：環境対策施設を変更するにあたり、地元の理解が必要

地元との協議による環境対策施設の見直しの経緯③

課題：環境対策施設の変更について地元と協議

- H19 社会情勢の変化から地元へ新たな対策を説明するも、『覚え書』の大きさの遮音壁設置を遵守するようにとの地元からの意見に対し、
- 当初の予測値と供用後の騒音の発生量を対比し、説明を行う
 - 遮音壁の設置範囲を囲み込んだり、遮音壁の形状を工夫する等、更なる環境への配慮をすることにより、沿線集落の騒音が覚え書の目標値を守れるように措置をとる
- 等、データ等を用いて、覚え書と同じ効果の対策である旨、説明を行った。



H19.10 遮音壁、環境監視装置等を設置し、当初の覚え書の目標値守ることで新たな覚書を締結。

環境対策施設の変更について地元の了解を得る



地元の了解を得て、遮音壁の形状を変更したことによる材料費及び施工費の縮減

経営努力要件適合性の認定について

環境対策施設の見直しについて、環境基準値を満たしていることを確認の上、協議を行ない、地元の了解を得たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

環境対策施設（遮音壁）の見直しによる材料費及び
施工費の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）
第二条 経営努力要件適合性の認定基準
機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。
① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。
イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議